

2022年5月29日

文化庁長官 都倉俊一 様
ARTS for the future! 2 事務局 御中

関西クィア映画祭 実行委員会

ウェブ <https://kansai-qff.org/>

メール info@kansai-qff.org

電話 080-3820-2731 (留守電)

FAX 06-7878-8882

AFF2における職業差別と人権侵害に対する抗議・要請書

文化庁補正予算事業「ARTS for the future!2 (AFF2・コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業)」において、「性風俗関連特殊営業」に対する職業差別と、「暴力団等」に対する人権侵害が見られるので、抗議するとともに、改善を求めます。

【1】「性風俗関連特殊営業」に対する職業差別

AFF2補助金の募集要項には、以下の記載があります。

補助対象外となる営利法人等

(風俗) 営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務 受託営業」を行う事業者も、補助対象外となります。(募集要項 P.8)

https://aff2.bunka.go.jp/wp-content/uploads/AFF2_youkou.pdf

【2】「暴力団等」に対する人権侵害

補助金の申請にあたっては、「暴力団等排除に関する誓約事項」への同意が、不可欠な要件とされています。

https://aff2.bunka.go.jp/wp-content/uploads/AFF2_haijo.pdf

本補助金の申請にあたっては、申請する事業内容の確認が事前に行われ、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合には交付決定の取消等が行われます。つまり、『長期にわたるコロナ禍により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図るため、プロの文化芸術関係団体が、感染対策を十分に実施した上で積極的に公演等を開催し、その活動の充実・発展を図る取組を支援』するという本補助金の趣旨に該当しない事業申請については、誰が申請した場合であっても、そもそも補助金が交付されません。

にもかかわらず、本補助金においては、補助金の趣旨に沿った事業申請の場合であっても、特定の職業や団体からの申請は一律に排除する、という制度設計になっています。

そもそも「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定される「性風俗関連特殊営業」は、それが合法的な職業であるということを意味します。

また、暴力的に人に何かを強要することは、行為主体が暴力団等であってもなくても不当であり、そういう行為は犯罪化されています。しかし暴力団等の構成員になることそれ自体は、日本国憲法上の市民の権利です。

性風俗関連特殊営業や暴力団等に関わる人たちも、そうではない人たちと同様に、一人一人が日本社会の構成員であり、権利の主体であって、日本の文化活動の担い手になる可能性がある人たちです。「申請された事業内容を検討した結果、補助金の趣旨に沿わないとして不交付になる」のならともかく、特定の職業や団体からの申請は初めから一律に排除する、という制度設計は、不当だと言うほかありません。こういった排除は、「性風俗関連特殊営業」に対する典型的な職業差別であり、「暴力団等」の構成員に対する人権侵害です。

特定の職業や団体をあらかじめ排除するような職業差別や人権侵害を、文化行政に持ち込んでなりません。ここに、抗議するとともに、該当部分の削除を求めます。